

第六十三回国会
衆議院
物価問題等に関する特別委員会議録 第七号

昭和四十五年三月二十五日(水曜日)
午前九時四十七分開議

出席委員

委員長 松平 忠久君

理事 青木 正久君

理事 武部 文君

理事 和田 耕作君

理事 上村千一郎君

理事 山下 元利君

理事 松浦 利尚君

理事 松本 善明君

理事 登坂重次郎君

理事 渡部 通子君

理事 江藤 隆美君

理事 畑 和君

理事 有島 重武君

出席國務大臣

國務大臣
經濟企画庁長 佐藤 一郎君

出席政府委員

經濟企画庁国民
生活局長 矢野 智雄君

三月十二日

国民生活センター法案(内閣提出第六八号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

国民生活センター法案(内閣提出第六八号)

○松平委員長 これより會議を開きます。
去る十二日付託になりました内閣提出の国民生
活センター法案を議題とします。

国民生活センター法案

国民生活センター法

目次

第一章 總則(第一条—第六条)

第二章 役員等(第七条—第十七条)

第二類第六号

物価問題等に関する特別委員會議録第七号 昭和四十五年三月二十五日

第三章 業務(第十八条—第十九条)
第四章 財務及び會計(第二十条—第二十八
条)

第五章 監督(第二十九条—第三十条)

第六章 雜則(第三十一条—第三十二条)

第七章 罰則(第三十三条—第三十四条)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 国民生活センターは、国民生活の安定及
び向上に寄与するため、総合的見地から、国民
生活に関する情報の提供及び調査研究を行なう
ことを目的とする。

(法人格)

第二条 国民生活センター(以下「センター」と
いう。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 センターは、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第四条 センターの資本金は、次に掲げる金額の
合計額とする。
一 二億円

二 別表に掲げる土地及びその定着物の価格の
合計額に相当する金額

三 附則第七条第二項の規定により政府から出
資があつたものとされる金額

2 政府は、センターの設立に際し、二億円と前
項第二号の金額との合計額を出資するものとす
る。

3 政府は、必要があると認めるときは、セン
ターに追加して出資することができる。

4 センターは、前項の規定による政府の出資が
あつたときは、その出資額により資本金を増加
するものとする。

5 政府は、第三項の規定によりセンターに出資

するときは、金銭以外の財産を出資の目的とす
ることができる。

6 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価
格は、出資の日現在における時価を基準として
評価委員が評価した価格とする。

7 前項の評価委員その他同項の規定による評価
に關し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 センターは、政令で定めるところによ
り、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事
項は、登記の後でなければ、これをもつて第三
者に対抗することができない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第
四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条
(法人の住所)の規定は、センターについて準用
する。

第二章 役員等

(役員)

第七条 センターに、役員として、会長一人、理
事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置
く。

(役員の職務及び権限)

第八条 会長は、センターを代表し、その業務を
総理する。

2 理事長は、センターを代表し、会長の定める
ところにより、会長を補佐してセンターの業務
を掌理し、会長に事故があるときはその職務を
代理し、会長が欠員のときはその職務を行な
う。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及
び理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、
会長及び理事長に事故があるときはその職務を
代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職

務を行なう。

4 監事は、センターの業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると
認めるときは、会長又は經濟企画庁長官に意見
を提出することができる。

(役員の内命)

第九条 会長、理事長及び監事は、内閣総理大臣
が任命する。

2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、会長
が任命する。

(役員の内命)

第十条 会長、理事長及び理事の任期は、四年と
し、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠
の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の内命)

第十一条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤
の者を除く)は、役員となることができない。

(役員の内命)

第十二条 内閣総理大臣又は会長は、それぞれそ
の任命に係る役員が前条の規定により役員とな
ることができない者に該当するに至つたとき
は、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は会長は、それぞれその任命
に係る役員が次の各号の一に該当するときは、そ
の他役員たるに適しないと認めるときは、その
役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと
認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しよう
とするときは、内閣総理大臣の認可を受けなけ
ればならない。

(役員の内命)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員

となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済企画庁長官の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十四条 センターと会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(運営協議会)

第十五条 センターに、運営協議会を置く。

2 会長は、センターの業務の運営の基本方針及び毎事業年度の事業計画について、あらかじめ、運営協議会の意見をきかなければならない。

3 運営協議会は、前項に規定する事項のほか、センターの業務の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応じて審議し、又は会長に意見を述べることができる。

4 運営協議会は、委員三十人以内で組織する。

5 委員は、センターの業務に關し学識経験を有する者並びに關係行政機關の職員及び地方公共団体の長のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、会長が任命する。

6 学識経験を有する者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

7 委員は、再任されることができる。

(職員の任命)

第十六条 センターの職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務)

第十八条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 国民生活の改善に関する情報を提供すること。
- 二 国民生活に関する苦情、問合せ等に対して

情報を提供すること。

三 前二号に掲げる業務に関する業務を行なう行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。

四 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行なうこと。

五 国民生活に関する情報を収集すること。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

第十九条 センターは、経済企画庁長官の認可を受けて、前条第四号に掲げる業務の委託を受け、又は同号から同条第六号までに掲げる業務の一部を委託することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十一条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十二条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に経済企画庁長官に提出して、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を経済企画庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十三条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第二十四条 センターは、経済企画庁長官の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、経済企画庁長官の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第二十五条 センターは、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債その他経済企画庁長官の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十六条 センターは、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十七条 センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、経済企画庁長官の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(総理府令への委任)

第二十八条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に關し必要な事項は、総

理府令で定める。

第五章 監督

(監督)

第二十九条 センターは、経済企画庁長官が監督する。

2 経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十条 経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員にセンターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十一条 センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十二条 内閣総理大臣は、第二十六条又は第二十八条の規定による総理府令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 経済企画庁長官は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十一条、第二十四条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十六条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第二十二條第一項又は第二十七條の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第二十五條第一号の規定による指定をしようとするとき。

うとするとき。

第七章 罰則

第三十三条 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣又は経済企画庁長官の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十五条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第二十九条第二項の規定による経済企画庁長官の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十八条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(センターの設立)

第二条 内閣総理大臣は、センターの会長、理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ会長、理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 経済企画庁長官は、設立委員会を命じて、センターの設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込み及び出資の目的たる財産の給付を求めなければならぬ。

3 設立委員は、出資金の払込み及び出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

(持分の払い戻し)

第六条 政府以外の者が国民生活研究所（以下「研究所」という。）に出資した金額については、当該出資者は、研究所に対し、総理府令で定めるところにより、当該持分の払い戻しを請求することができる。

2 研究所は、前項の規定による請求があつたときは、国民生活研究所法（昭和三十七年法律第八十号）第五条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払い戻しをしなければならない。

(研究所の解散等)

第七条 研究所は、センターの成立の時にあって解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時においてセンターが承継する。

2 研究所の解散の時までに政府から研究所に対して出資された金額は、センターの設立に際して政府からセンターに対し出資されたものとする。

3 研究所の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算及び損益の処理については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第八条 センターの最初の事業年度は、第二十条

の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和四十六年三月三十一日に終わるものとする。

第九条 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十一条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

(国民生活研究所法の廃止)

第十条 国民生活研究所法は、廃止する。

別表第一第一号の表中 国民生活研究所 国民生活研究所法（昭和三十七年法律第八十号）を

国民生活センター 国民生活センター法（昭和四十五年法律第 号）に改める。

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中 中国立教育会館の項の次に次のように加える。

国民生活センター 国民生活センター法（昭和四十五年法律第 号）

(印紙税法の一部改正)

第十四条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中国民金融公庫の項の次に次のように加える。

国民生活センター 国民生活センター法（昭和四十五年法律第 号）

(登録免許税法の一部改正)

第十五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中国民金融公庫の項の次に次のように加える。

国民生活センター 国民生活センター法（昭和四十五年法律第 号）

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「国際観光振興会」の下に「国民生活センター」を加える。

第七十二条の五第一項第六号中「国民生活研究所」を削る。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十四 国民生活センターが国民生活セン

(罰則に関する経過規定)

第十一条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

タリ法（昭和四十五年法律第 号）第

十八条第一号から第五号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第二百四十八条第二項に次の一号を加える。

二十九 国民生活センターが国民生活セン

ター法第十八条第一号から第五号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第十七条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「オリンピック記念青少年総合センター」の下に「国民生活センター」を加える。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第十八条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第六号中「国民生活研究所」を「国民生活センター」に改める。

別表

東京都港区高輪三丁目十三番地 所在
宅地 千四百三十四平方メートル

理由

最近における経済社会の発展に伴い、国民生活の構造及び環境が著しく変化しつつある実情にかんがみ、国民生活センターを設立して、国民生活の安定及び向上に役立つ情報の提供等を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松平委員長 経済企画庁長官から提案理由の説明を聴取することといたします。佐藤経済企画庁長官。

○佐藤(一)国務大臣 国民生活センター法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

一九六〇年代において、わが国経済は飛躍的な発展を遂げ、これに伴って国民の所得水準は着実に上昇し、国民生活の内容も著しい向上を見せております。

しかしながら、その反面、経済の急速な成長の過程において、住宅や生活環境等の社会資本の整備が相対的に立ちおくれ、交通事故、公害などが増加しております。また、技術革新の進展に伴つ

て危険な商品が目立つなど、消費生活面でも各種の障害が表面化しております。このため国民の日常生活に対する不満が増大し、社会的緊張の高まりが見られることも否定できない事実であります。

一九七〇年代を迎えるにあたって、これら各種の問題の解決をはかりつつ、経済の繁栄に対応した、真に豊かな国民生活を実現することが、われわれに与えられた大きな課題であることは申すまでもありません。

政府といたしましては、このような見地から、国民生活優先の原則に基づき、国民生活行政の推進につとめておりますが、施策の適切を期するためには、国、企業、国民などの間において、国民生活に関する情報や意見の交流を促進し、国民の直面する日常生活上の諸問題を中心に、国民との対話の場を確立することが肝要であると考えます。

このため、従来、国民生活に関する調査研究を行なってきた国民生活研究所を発展的に解消し、国民生活の安定及び向上に役立つ情報の提供等を行なう国民生活センターを設立することとした次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、センターの目的であります。センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的な見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行なうことを目的としております。

第二に、センターの資本金は全額政府出資とし、設立に際して出資する二億円及び土地などの現物出資額並びに従来政府から国民生活研究所に對して出資されていた金額の合計額をその資本金とすることとしておりますが、将来必要に応じて資本金を増加することができることとしております。

第三に、センターの役員として会長、理事長、理事及び監事を置くこととしておりますが、セン

ターの業務が広範にわたりますので、その適切な運営をはかるため、会長の諮問機関として運営協議会を設け、民間の学識経験者及び関係行政機関の職員、地方公共団体の長の意見を業務運営の面において十分反映させるようにいたしてまいります。

第四に、センターのおもな業務としては、国民生活の改善に関する情報を提供し、国民の苦情、問い合わせ等に対して必要な情報を提供するとともに、国民生活に関する情報の収集、国民生活の実情、動向に関する総合的な調査研究等を行なうこととしております。

第五に、センターの財務及び会計につきましては、センターの特殊法人としての性格上、予算、事業計画、資金計画、財務諸表、借入れ金等については、経済企画庁長官の認可または承認を必要とすることとしております。

また、センターの監督は、経済企画庁長官がこれを行なうこととし、センターの業務に対して監督上必要な命令をすることができるとしております。

第六に、このセンターの設立と同時に現在の国民生活研究所は解散し、その一切の権利義務はセンターが承継することとするほか、所要の経過措置を講ずることとしております。

なお、センターの設立に関する事務は、内閣総理大臣が任命する設立委員に処理させることとするほか、センターに対する課税を免除するため各種税法の一部改正をすることとしております。

以上が、国民生活センター法案の提案理由及び内容の概略であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いする次第であります。

○松平委員長 次に、国民生活局長から補足説明を聴取いたします。矢野国民生活局長。

○矢野政府委員 ただいま議題となりました国民生活センター法案につきまして、逐条的に御説明申し上げます。

第一条は、国民生活センターの目的を定めたも

のであります。国民生活センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するという見地に立つて、総合的に国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行なうことを目的とするものであります。

第二条は、センターは法人とする旨の規定であり、センターは本法の規定に基づくいわゆる特殊法人となるものであります。

第三条は、センターの事務所を東京都に置く旨を規定しており、具体的には、次の条文中御説明いたします国有地の現物出資によりまして、東京都港区高輪三丁目十三番地に置くことを一応考えておるわけでありまして。

第四条は、資本金の規定でありまして、センターは、その設立に際しまして、政府からの出資金とし、二億円の金額と、高輪におきまして国有地千四百三十四平方メートルとその定着物の給付を受けるとともに、従来国民生活研究所に政府から出資されておりました二億円の金額を、政府から出資があつたものとして引き継ぐわけでありまして。政府は、センターの設立後においても、必要があると認めるときは、これに追加して出資することができるとしてあります。また、政府が現物出資をいたします財産の価格につきましては、評価委員が時価を基準として定めることとしてあります。

第五条は、センターについての所要の登記を定めたものであり、第六条は、民法におきまして法人の規定のうち所要のものにつき、センターへの準用を定めたものであります。

第七条は、センターの役員とし、会長一人、理事長一人、理事五人以内、監事二人以内を置くものと定めており、さらに第八条では、これらの役員の職務及び権限を定めてあります。すなわち、会長は、センターを代表して、その業務を総理し、理事長は、センターを代表するとともに、会長を補佐してセンターの業務を掌理すること等を定めてあります。

第九条は、役員の任命でありまして、会長、理事長、監事は内閣総理大臣が任命し、理事は、内

閣議理大臣の認可を受けて、会長が任命すること
としたしております。

第十條の役員任期につきましては、会長、理事、理事は四年、監事は二年といたしております。

第十一條、役員欠格事項、第十二條、役員解任、第十三條、役員兼職禁止、第十四條、代表権の制限などの規定は、特殊法人としてのセンターの役員職務責任にかんがみまして必要とされる諸規定であります。

第十五條は、センターに運営協議会を置くこと及びその職務、構成などを定めております。センターは、その業務の關係する分野がきわめて広範でありまして、また、關係各省や地方公共団体をはじめ各分野の緊密な御協力をいただき、初めてその円滑、効果的な運営が可能となるものであります。そのため、センターの運営に当たりましては、センターの業務に御理解のある各界の学識経験者や關係各省の職員、地方公共団体の長の方などにお集りいただき、これらの方々の忌憚のない御意見を賜わり、これを参考に、その運営に遺憾なきを期していこうとするものであります。

第十六條は、センターの職員は、会長が任命したることといたしております。

第十七條は、センターの役員、職員について、刑法等におきまします罰則の適用については、公務員と同等な扱いを受けることとしております。

第十八條は、センターの業務範囲を定めております。

センターの業務の第一は、国民生活の改善に關する情報を提供することであり、国民がその日常生活において合理的かつ自主的に行動し、その改善向上をはかっていくよう、このために役立つ有益な知識、情報をラジオ、テレビ、新聞等の手段により、広く一般国民に提供しようとするものであります。

業務の第二は、国民生活に關する苦情、問い合わせ等に対して情報を提供することであり、国民生活の各分野に關して、苦情や問い合わせの

窓口は、行政管理庁をはじめ中央、地方の各機關や民間団体においても設けられており、整備されつつありますが、国民にとつては、必ずしもこれらの窓口の所在、所掌範囲が明確でない場合が多いかと思われ、センターは、国民生活に關し、いわばこれらの窓口の総合案内所ともいふべき機能をもつて、直接国民の相談に応じ、必要な情報を提供していくものであります。

業務の第三とし、各省の關係部局、都道府県の生活センターや消費者団体などにおきましても、ただいま申し述べました国民に対する生活關係の情報の提供、苦情問題の処理などを業務として行なっているわけであり、センターは、これらに對して、その業務の円滑効果的な運営に資するための種々の情報を整備し、提供してまいらうとするものであります。この種の情報としましては、たとえば生活設計相談の手引き書とか苦情処理の事例集などが考えられております。四番目としたしましては、国民生活の実情及び動向に關する総合的な調査研究を行なうことである。これはいままで国民生活研究所における主要な業務として行なってきたものであります。

しかし、従来、ともすれば、きわめて基礎的で学究的なきらいがあり、それなりに有用な成果をあげてはありましたが、今後は、いままで申し述べましたようなセンターの業務と有機的に關連づけ、實際的に役立つような調査研究にも力を入れてまいらうと考へております。

五番目とし、国民生活に關する情報の収集であります。国民生活に關する情報を各方面の御協力をいただき、できる限り幅広く収集し、整理しまして、以上に申し述べました業務に役立っていくものであります。

最後に、以上の業務に付帶する業務であります。以上の業務の円滑、効果的な遂行に必要となります。付帶的な業務を行なうわけであり、たとえば出版業務とか研修業務などがあるかと考へております。

第十九條は、センターが、経済企画庁長官の認可を受けまして、委託に基づき業務を行ない、または業務の一部を委託することができるとしております。

第二十條から二十八條までは、センターの財務會計に關する諸規定であり、他の特殊法人に通常置かれます諸規定とはほぼ同様なものであります。すなわち、第二十一條では、センターは毎事業年度、予算、事業計画、資金計画を作成して、あらかじめ経済企画庁長官の認可を受けるべきこととしており、第二十二條では、毎事業年度終了後三ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書を経済企画庁長官に提出して承認を受けるべきこととしております。このほか、損益の処理、借入金、余裕金の運用方法、重要財産の処分制限等につきまして所要の規定を設けております。

次に、第二十九條及び三十條は、センターの監督の規定であります。経済企画庁長官は、センターを監督いたしまして、必要がある場合には、センターに對し、命令を発し報告を求め、または立ち入り検査を行なうことができる旨を規定しております。

第三十一條は、センターの解散、第三十二條は、財務會計に關する重要事項についての大蔵大臣との協議、第三十三條及び第三十四條は、センターの役員及び職員の違法行為に對する罰則をそれぞれ定め、他の一般の特殊法人に關する法律と同様の規定であります。

以上が本則の規定であります。法律の施行期日は、はじめ、センターの設立、経過措置、他法律の所要の改正等は附則において定めておりますので、その大略を御説明いたします。

附則第一條は、施行期日であります。この法律は公布の日から施行いたしますが、設立のための準備等に相當の期間を要しますので、センターの設立と国民生活研究所の解散に伴う附則の所要規定につきましては、この法律の公布の日から起算して六ヶ月をこえない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。

附則第二條から第五條までは、センターの設立手続のための所要の規定であります。

附則第六條につきましては、国民生活研究所は、政府と民間との出資により設立したものであり、現在国民生活研究所の資本金二億四千万円のうち民間出資額は百四十万円であり、センターの設立に際しまして、民間出資を出資者に払い戻し、センターは全額政府出資として発足しようとする趣旨のものであります。

附則第七條は、センターがその設立に際しまして国民生活研究所の一切の權利義務を承継するとともに、従来国民生活研究所に政府から出資していた金額二億円は、センターに政府から出資すること等を定めた規定であります。

附則第八條及び九條は、センターの設立が通常の事業年度の期間の途中で行なわれ、最初の事業年度におきまします財務關係の所要の特例規定を設けたものであります。

附則第十條は、国民生活研究所は解散することとなり、その根拠法である国民生活研究所法を廃止することとしたものであります。

附則第十二條から十六條までは、所得税、法人税、印紙税、登録免許税及び地方税の免税につきまして、国民生活研究所の解散とセンターの設立に伴います所要の整理、拡充のための規定を設けたものであります。

附則第十七條は、地方財政の健全性を確保するという観点から、地方公共団体が寄付金等法令の規定に基づかない負担金を支出してはならない法人としてセンターを指定するものであります。

最後の附則第十八條は、センターを経済企画庁の所管法人としたことに伴います経済企画庁設置法の改正であります。

以上が国民生活センター法案の内容でございます。何とぞ慎重御審議のほどお願い申し上げます。○松平委員長 以上で提案理由の説明及び補足説明は終わりました。本案に對する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこの程度にとどめ、次回は公報をもってお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午前十時七分散会

物価問題等に関する特別委員会議録第四号中正誤	
ベジ 段行 誤	正
二 四 二 つぎ込むという	つぎ込むという
二 四 二 こと	と
三 二 末 合格が不合格か	合格か不合格か
三 四 三 消費者の	消費者は
同 第五号中正誤	
ベジ 段行 誤	正
七 四 二 自分を買った	自分の買った
一 九 一 末七 五倍も	五倍にも
同 第六号中正誤	
ベジ 段行 誤	正
四 三 三 くれれば	くれれば
五 四 七 渡部道子君	渡部通子君
八 四 七 皮膚化学	皮膚科学
一 〇 三 三 通信局	通産局
二 四 五 古田(文)政府委員	古田政府委員